

総合評価方式入札において配置予定技術者を配置できなくなった場合の取り扱いについて

(1) 落札決定前

申請書の提出締め切り前後に関わらず、一度提出した「技術職員配置計画書」に記載した配置予定技術者を変更することは認めない。

入札書提出後から落札決定までの間に、配置予定技術者を監理技術者（予定価格1億円未満かつ下請け金額4500万円未満の建築一式工事の場合は主任技術者以下「監理技術者等」という。）として配置できなくなった場合は、入札辞退理由書を提出することにより、入札を辞退することができる。

入札辞退理由書の提出が開札前の場合は、辞退として取り扱い、開札後の場合は、失格として取り扱うものとする。

入札辞退者に対して罰則は科さない。

(2) 契約前

原則として、「技術職員配置計画書」に記載していない者を監理技術者等として配置することを認めないため、当該業者とは契約せず、指名停止とする。

ただし、次の条件を全て満たす場合は、「技術職員配置計画書」に記載していない者を監理技術者等として配置することを認めるものとする。

「技術職員配置計画書」に記載した配置予定技術者の全員について、死亡、入院、または退職等の特別な理由で、やむを得ず当該工事の監理技術者等として配置できなくなったこと。

配置しようとする監理技術者等が、入札の参加資格として求める要件を満たしていること。

配置しようとする監理技術者等の総合評価の評価点が元の配置予定技術者の評価点以上であること。

なお、当該業者と契約しなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第9号に基づき随意契約の手続きを実施するが、随意契約の相手先がない場合は、再度入札とする。

(3) 契約後

原則として、「技術職員配置計画書」に記載していない者を監理技術者等として配置することを認めないため、契約を解除し、違約金を徴収する。

ただし、(2)契約前のただし書きの条件のうち 及び を満たす場合は、「技術職員配置計画書」に記載していない者を監理技術者等として配置することを認めるものとする。

なお、 の条件を満たさない場合で、1ヶ月以内に の条件を満たす技術者を雇用し当該工事に配置できる見込みがある場合は、 の条件を満たすこととして取り扱う。

また、 の条件を満たさない場合は、「徳島市総合評価方式入札の実施方針 第6 - 2 配置予定技術者の履行確保」に基づき工事成績を減点する。